

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 其他有価証券

ア. 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。

なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とする定率法を採用しています。なお、平成 28 年度新規リース分より、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

- (1) ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計算基準
リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税等については、税抜経理方式によっています。
- (2) 資産除去債務の会計処理
「みすゞ学生会館」「J A 共済研修センター」の資産除去債務については、使用期間が明確でなく、償却期間を算定することが困難であるため、計上しません。

6. 会計方針の変更

令和4年度決算においては、会計基準の変更がないため該当する記載はありません。

II 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済み株式の数

普通株式	5,000 株
------	---------